

概要版

—第2次読谷村男女共同参画計画—

# あやとりプラン

2013(平成25)年3月

沖縄県読谷村

# 第1章 計画策定にあたって

## ◇ 計画策定の背景

### 国連の動き

世界の男女共同参画の取り組みは、国連が1975年に宣言した「国際婦人年」をスタートに、以後10年間、様々な分野における女性差別の撤廃等女性の地位向上のための行動を進めてきました。

近年では、2000（平成12）年に、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況の確認と課題の検討とともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されています。

### 沖縄県の動き

沖縄県においても、昭和59年に婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」策定を皮切りに、計画の見直し等を重ねており、直近では平成24年度から平成28年度までの計画として「第4次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しているところです。

### 日本の動き

我が国においては、左記の世界的な流れを受け、昭和52年に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定めたことをきっかけに、男女共同参画の取り組みが進められてきました。

さらに、法制度としては、「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法」等が施行されています。

平成22年12月には、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして「男女共同参画基本計画」の更なる改訂（第3次基本計画）を行いました。

### 読谷村の動き

本村においては、平成7年8月に「読谷村女性会議」と庁内組織である「読谷村女性行政推進本部」が発足し、女性に関する諸問題についての調査・研究が行われました。

また、国、県の行動計画にも注目しながら、平成12年3月「男女共同参画社会を創る読谷村行動計画（あやとりプラン21）」を策定し、同計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

## ◇ 計画策定の目的

前述のような背景から、本村においても男女共同参画社会の実現を目指すため、平成12年3月に策定された「男女共同参画社会を創る読谷村行動計画（あやとりプラン21）」の点検・評価を行うとともに、本村の現状・課題及び村民意識等

を的確に把握し、国際社会や国、沖縄県等の近年の男女共同参画関連施策の動向等を考慮しつつ、村民・行政が取り組むべき目標や施策を明らかにするための「あやとりプラン—第2次読谷村男女共同参画計画—」を策定します。

## 第2章 総論

### ◇ 計画の理念

本計画は、憲法の保障している基本的人権の尊重と男女平等を基本理念に、「男女共同参画による読谷村づくりをめざして」のキャッチフレーズのもと、男女共同参画社会の実現をめざします。

## 男女共同参画による読谷村づくりをめざして

### ◇ 計画期間

本計画の期間は、2013年度（平成25年）から2022年度（平成34年）までの10年間とします。  
なお、計画の進捗状況の点検・評価を毎年度行うとともに、政治・経済・社会状況の変化等に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

### ◇ 基本方針

#### 基本方針1 男女共同参画のための意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に対する村民の意識向上や、性別による固定的な役割分担等の見直しを図り、男女がともに「ひとりの人間」として平等であることを再確認していくことができるよう意識啓発を推進します。

#### 基本方針2 ともに認め合う人権尊重のむらづくりの推進

すべての村民が心豊かな生活を送れるよう、あらゆる暴力の根絶や心身の健康づくり等を図り、生命の尊厳や人権尊重の意識を高め、お互いを認め合うむらづくりを推進します。

#### 基本方針3 男女が安心して働き続けられる環境づくり

性別にかかわらず、誰もが安心して働き続けることができるよう、雇用環境の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて男女が互いに協力し、支え合うことのできる環境づくりに取り組みます。

#### 基本方針4 女性の能力を活かすための積極的な取り組みの推進

女性自身が力をつけ、積極的な社会参加を図っていくことが社会的な地位や評価、社会の仕組みを変えていくことにもつながることから、女性の登用やエンパワーメントに向けた支援等、女性の能力を活かすための積極的な取り組みを推進します。

#### 基本方針5 平和につながる国際交流と文化の創造

人権尊重の基本となる平和行政を推進していくとともに、国際交流や文化の継承等を図り、生命の尊厳を守り多様性を認め合えるむらづくりを推進します。

## 第3章 各論（本編から特に重要な施策を抜粋して掲載しています）

### 方針1 男女共同参画のための意識啓発の推進

#### （1）情報発信・広報活動等による意識啓発の推進

施策	施策の内容
多様な媒体を通じた啓発活動の推進	村ホームページや広報よみたん、FMラジオ放送等の多様な情報媒体を活用し、男女共同参画に関する意識啓発を推進します。
男女共同参画週間等の機会を通じた啓発活動の推進	男女共同参画週間（毎年6月23～29日）において役場ロビーでの男女共同参画をテーマとしたパネル展開催を継続します。 また、地域や民間商業施設等と協力し、巡回パネル展の実施するなど、積極的な啓発活動の展開を図り、効果的な男女共同参画の意識啓発を推進します。
「あやとりプラン—第2次読谷村男女共同参画計画—」の周知	「あやとりプラン—第2次読谷村男女共同参画計画—」について、村ホームページへの掲載を行うとともに、広報よみたん等での周知を図ります。 また、各種公共施設等へ計画概要版を設置するなど、効果的な周知を図ります。
読谷村女性会議との協働による男女共同参画の意識啓発の充実	読谷村女性会議において、村民への効果的な意識啓発方法を検討していくとともに、協働による周知活動の充実を図っていきます。 また、男女共同参画に取り組むための組織として認知されるよう、会議の名称変更についても検討していきます。

#### （2）学習機会の充実等による社会的固定観念の見直し

施策	施策の内容
ジェンダー問題に関する情報の収集と提供	ジェンダー問題について、広く村民に意識啓発を図るため、国や県、関係団体等が発行する関係資料等を収集し、村民への情報提供や学習機会の提供を通して社会的固定観念の見直しを図ります。
男女共同参画の視点に立った教育の推進	幼児期から固定的な性別役割分担意識を植え付けないようにするため、引き続き、男女の分け隔てのない保育・教育環境の充実を図るとともに、総合的な学習の時間等を通し、男女共同参画やジェンダーの視点を取り入れた教育を推進します。
主体的な進路選択を行えるキャリア教育*の推進	子どもたちが性別にとらわれることなく主体的に進路を選択する能力を身に付けるとともに、幅広い分野に進めるよう、適切な進路指導やキャリア教育の推進に努めます。
「家庭の日」等の普及を通じた家庭内で話し合う機会づくり	「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及等、家族がともに過ごす時間を持つ取り組みを通し、家族の絆を深め合うとともに、家事や育児といった普段の生活において男女共同参画を話し合う機会づくりを推進していきます。

\*キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。



## 方針2 ともに認め合う人権尊重のむらづくりの推進

### (1) 人権教育の推進

施策	施策の内容
学校などにおける人権教育・啓発の推進	子どもたちがお互いを認め合う心を育めるよう、発達段階に応じた人権教育を充実するとともに、スクールカウンセラーなどによる教育相談の充実を推進します。
人権に関する啓発活動の推進	村民の人権に対する関心を高めるため、引き続き人権擁護委員と連携した人権週間における啓発活動をすすめます。 また、村ホームページや広報よみたん等の多様な情報媒体を活用し、村民に広く人権に関する情報や相談窓口の案内を行います。
配偶者などからの暴力の防止と根絶のための村民全体の意識づくり	配偶者などに対する暴力は犯罪行為であり、いかなる暴力も許さない社会をめざすため、村ホームページや広報よみたん等の多様な情報媒体を活用し、啓発活動を充実します。
庁内における相談・支援体制の構築と専門機関などとの連携強化	配偶者などからのあらゆる暴力を根絶するため、庁内の役割を明確した支援システムを早急に構築します。 また、警察や、児童相談所などの専門機関や地域とのネットワークの強化に努め、的確な支援を行います。
相談機関の周知徹底	配偶者暴力相談支援センターをはじめ、各相談窓口の周知を行います。
メディアリテラシー※の醸成	メディアからの膨大な情報に対し、適切な判断ができるよう、情報を読み取り、適切な活用ができる能力（メディアリテラシー）の育成を図ります。特に、子どものメディアリテラシーの教育を推進します。

※メディアリテラシー：情報媒体からの情報を主体的に選択し、内容を分析・解読して活用できる能力や、情報を適切に選択し発信する能力を身に付けること。



### (2) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

施策	施策の内容
性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※）の意識啓発	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）について、正しい知識のもと女性の妊娠・出産などにおける自己決定の尊重を図るための学習機会の提供など、意識啓発に努めます。
安心して妊娠出産ができる女性の健康づくり支援	健やかな妊娠出産、そして子育てのために、妊婦健診や妊産婦訪問、新生児・乳幼児訪問等を実施し、母子の健康を確保するとともに、出産育児に関する相談事業に取り組みます。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康と権利。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産などが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。



## 方針3 男女が安心して働き続けられる環境づくり



### (1) 雇用環境の充実

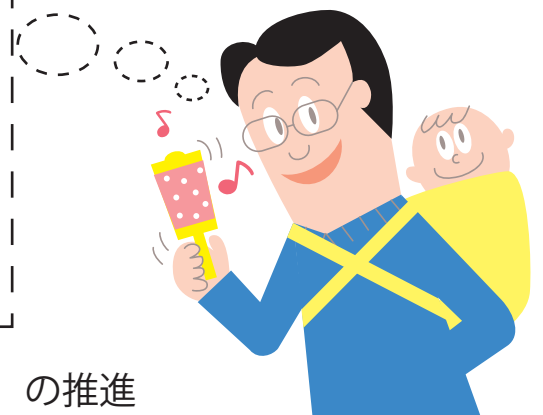
施策	施策の内容
働く場における男女平等の促進	募集や採用、賃金などの待遇において、性別により固定化された職域や不利益な取り扱いなどの改善に向け、男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法など、関係法令や制度について村民や事業所などへ情報提供を行い、働く場における男女平等の促進を図ります。
セクシャルハラスメント、パワーハラスメントの防止に関する啓発活動	セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどに対する認識をさらに深め、その防止策を促進するため、国や県等の啓発広報誌等を活用し、啓発活動を図ります。
女性の就労支援	就職相談窓口の活用促進や、スキルアップ支援として県や村が開催する講座への参加促進、就職のための情報提供など就労支援を行います。
女性が取り組む産業振興への支援	読谷村農漁村生活研究会や農協女性部による紅イモなどを使った特産品開発や、読谷山花織などの伝統工芸品づくりの取り組みが活性化するように組織への支援や女性リーダーの育成に努めます。

☆**育児を積極的にする男性 = `イクメン`**

昨今は育児を積極的にする男性「イクメン」が話題となっています。

厚生労働省においても、働く男性が、育児をより積極的にすることや、育児休業を取得することができるよう、社会の気運を高めることを目的とした「イクメンプロジェクト」をすすめています。

イクメンプロジェクトHP: <http://ikumen-project.jp/index.html>



### (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策	施策の内容
事業所への育児・介護休業法などの周知徹底	男性も育児・介護休業が取得しやすい職場づくりを促進するため、事業所への諸法令の周知徹底に努めます。
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは何か、働き方を見直す必要性など、その調和の在り方について村民や事業所、社会全体で考える必要があるため、啓発活動を進めます。
保育サービスの充実	子育てと仕事の両立支援として、保護者のニーズを考慮したきめ細やかな保育サービスの充実に努めます。
男性の家事・育児への参加を促進する各種事業の推進	男性の家事育児への参加を支援するため、子育て支援センターやつどいの広場、うぶ声教室（両親学級）、子育て応援講座（家庭教育支援事業）など、各課の子育て支援に関する事業を拡充するとともに、事業の利用促進に努めます。



## 方針4 女性の能力を活かすための積極的な取り組みの推進

### (1) 政策・方針決定の場への女性の登用促進

施策	施策の内容
各種委員会・審議会等の場における女性の登用率の向上	委員等の選任方法について、公募による委員募集や各種団体からの選任方法を見直すなど、女性の登用率向上に努めます。
民間事業所・団体等に対する女性の登用の啓発	商工会等の団体と連携し、民間事業所等に対して、女性の登用・女性管理職登用の啓発に努めます。 また、地域の各種団体等においても、女性登用の啓発に努めます。

### (2) 女性のエンパワメントに対する支援の充実

施策	施策の内容
女性リーダーの育成等の支援	地域や各団体で活躍する女性リーダー等の育成や能力開発へ向け、関係機関と連携しつつ、各種研修の実施やリーダー養成講座の開講に努めるなど、女性のエンパワメントにつながる支援に取り組みます。
女性団体の活動支援	村内女性団体の活動を促進するため、学習会・研修会の開催など、活動支援に努めます。
女性団体連絡協議会の設立支援	女性のエンパワメントと女性同士の交流促進のため、女性団体の横の連携を促しつつ、読谷村女性団体連絡協議会の設立支援に努めます。

## 方針5 平和につながる国際交流と文化の創造

### (1) 平和な社会づくりへの貢献

施策	施策の内容
平和事業の推進	平和創造展の開催など各種平和事業を推進し、村民の平和を希求する意識の醸成を図ります。
学校における平和学習の推進	児童生徒の恒久平和を希求する心を育むため、総合的な学習の時間等を活用した平和学習や、慰霊の日に向けた平和特設授業の実施などを推進します。

### (2) 国際交流の推進と文化の継承

施策	施策の内容
海外移住者子弟研修生受入事業等による幅広い視野を持つ人材の育成	読谷村から海外へ移住した人々の子弟を受け入れ、研修や交流を重ねることにより、お互いの理解を深め、その経験を自国の発展に役立てることができるような人材育成を推進します。 また、読谷村から海外への人材派遣も検討します。
国際交流機会の創出	海外移住者子弟研修生の字行事やまつりへの参加、学校での講話の実施等、村民との交流機会の創出に努めます。 また、県の国際交流事業との連携・協力を図ります。
花織・ヤチムン等の伝統工芸の継承	花織やヤチムンなど、本村が誇る伝統工芸の継承・発展のため、性別にとらわれず後継者の育成をすすめます。

## 第4章 計画の推進に向けて

### 1. 村民との協働による男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会の主体は村民であることから、行政機関のみならず、村民一人ひとりの意識改革や行動、事業所の自主的な取り組みなどが必要となります。

村民・事業者・行政の責務を明らかにし、それぞれが主体的に、そして連携・協力しながら男女共同参画の機運を高めていくため、「あやとりプランー第2次読谷村男女共同参画計画ー」のもと、村民との協働による男女共同参画社会のむらづくりを推進します。

### 2. 本計画の適切な進行管理

推進本部及び実務者会議の庁内組織において、毎年度、本計画の点検・評価（内部評価）を行うとともに、村女性会議との連携のもと、本計画の進捗状況の報告及び点検・評価（外部評価）を行い、計画の効果的・効率的な推進を図ります。また、社会情勢の変化や施策の評価等によって計画内容に見直しが必要になった場合には、適宜見直しを行います。

### 3. 庁内推進体制の充実・強化

職員研修をはじめ、様々な意識啓発の機会を設け、職員への意識啓発を図るとともに、本計画に位置づけた施策が男女共同参画の視点に基づき推進されるように取り組みます。

### 4. 関係機関等との連携

男女共同参画社会の実現に向け、国・県をはじめ、男女共同参画に関する諸機関及び組織等との連携を図りながら、本計画を効果的・効率的に推進します。

## ◇ 県内相談機関一覧表

相談機関	電話番号	相談時間
沖縄県女性相談所 配偶者暴力相談支援センター	854-1172	月～金：8時半～18時 土日祝：8時半～17時（※年末年始休み）
沖縄県男女共同参画センター ているる相談室	女性専用：868-4010 男性専用：868-4011	女性相談：10時～20時（火～土） 男性相談：10時～16時（日、月）
那覇地方法務局 女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金：8時半～17時15分 （※時間外は留守電対応）
沖縄県警察本部 沖縄県警察安全相談 性犯罪被害者専用相談	863-9110（#9110） 868-0110	24時間対応 24時間対応 （女性警察官対応 月～金：9時半～18時15分）

「あやとりプランー第2次読谷村男女共同参画計画ー」に関するお問い合わせ

読谷村役場 企画財政課

TEL:098-982-9200(代表)